

様式第16 (第13条の10関係) (昭59通産令85・追加、平12通産令312・令元経産令17・一部改正)

表 面

電気工事士法第7条の11の規定による立入検査証	
写	職 名
	氏 名
真	年 月 日生
	年 月 日発行
	押出 スタンプ
	発行者 印

裏 面

電 気 工 事 士 法 抜 す い

第7条の11 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第14条の2 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

二 第7条の11第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考 この用紙の大きさは日本産業規格B8とすること。